資料1－5
令和5年（2023年）1月26日（木）
第1回市民参加推進審議会

八王子市市民参加条例の概要について

令和5年(2023年)1月26日

総合経営部広聴課

市民参加を推進する理由　（条例前文）

●多様な価値観の市政への反映

市民の多様な価値観を地域特性として活かし、市政に反映する

●市民と市の信頼関係

市民参加に向けた積極的な情報公表・提供等により、市政の透明性を確保

●市民と市の協働によるまちづくりの実現

市政への参加は市民の権利。市民参加の推進により、市民と市の協働によるまちづくりを実現

市民参加の4原則　（条例前文）

原則①　情報共有

原則②　自発的・自主的

原則③　市民の皆さんが自由に参加

原則④　信頼と共感

「市民」と「市民参加」の定義 （第2条）

市民

① 市内に**在住**、**在勤**または**在学**する個人

② 市内に**事務所**または**事業所**を有する**個人**
及び**法人その他の団体**

市民参加

政策の**立案**、**実施**及び**評価**の一連の過程において
市民が市政にかかわること

「市民参加」による政策の流れ（イメージ）

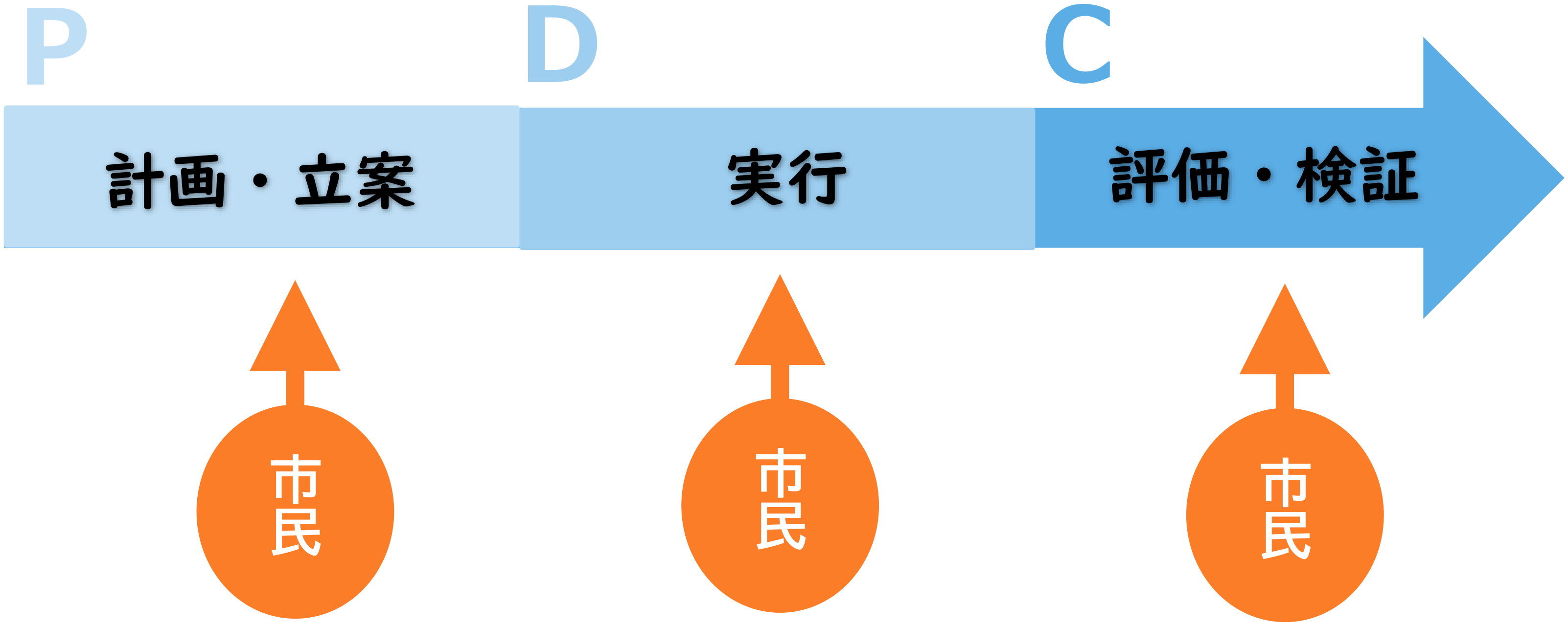

「市の責務」と「市民の責務」（第3条・第4条）

市の責務

① 市民参加を基本とした市政運営
② 市民参加しやすい環境の整備
③ 積極的な市政情報の公表・提供、説明責任の履行

市民の責務

① 責任と自覚を持って市民参加するよう努める
② 互いの立場を尊重し市民参加するよう努める

市民参加の6つの方法(＋α）（第5条・第10条）

① パブリックコメント手続
② 審議会等
③ 市民会議
④ ワークショップ
⑤ 公聴会・説明会
⑥ アンケート調査等

＋α　その他の方法

⇒6つの方法の他、より効果的な方法を積極的に行う

<u>**効果的に運用することが大切**</u>

①パブリックコメント手続

政策の立案・公表

政策の立案に当たり、市が事前にその趣旨、内容その他必要な事項を公表。

市民の意見を募集

応募期間は**30日以上**とし、市民に意見を求める。

結果の公表

政策を意思決定するとともに、終了後は、寄せられた意見とそれに対する市の考え方を公表する。

パブリックコメント手続の効果

- 市民の意見の政策への反映
- 政策決定過程の透明性の向上
- 政策の周知効果

②審議会等

内容

- **条例や規則等**により設置
- 原則として**公募市民委員**を入れる。
- 会議は原則公開。
- 会議の記録も公開

効果

- 専門的な議論に市民の意見を反映

無作為抽出方式による市民委員等公募

- 附属機関等に参加する機会が少なかった市民に**参加のきっかけ**としてH28年に開始。
- **無作為抽出した**18歳以上の市民に案内を送付し、**承諾が得られた市民を**「市民委員候補者名簿」に登録

③市民会議

内容

- 市民が主役の会議
- 市民に会議の運営も担ってもらう。

効果

- 市民が会議の運営の責任を担うことで、より主体的な参加が期待できる。

具体例

- ゆめおり市民会議

④ワークショップ

内容

- 参加者同士が自由な議論や共同作業を行うなど、
  互いに学びあいながら施策などへ意見を述べてもらう。

効果

- 議論だけでなく、体験などを通じて参加者同士の理解を深めることができる。
- 対立する意見であっても、対話を通して、一定の合意を生み出す可能性がある。

⑤公聴会・説明会

内容

- 施策の説明をした上で、公開の場で意見を述べたり、交換したりすることができる方法。
- 内容によっては地域ごとに小単位で開催することも。

効果

- 施策への理解を深めながら、市民の意見を得ることができる。

⑥アンケート調査など

内容

- 無作為に抽出した市民などを対象としたアンケート調査。
- 施策に関連する地域や年齢層に限定した調査も可能。
- 施設利用者やイベント参加者などへのアンケートも市民意見を聞くチャンス。

効果

- 市民の意識や実態を広く把握できる。

＋α　その他の方法

事業の実施・評価段階における参加

- アドプト制度（公園・道路）
- 実行委員会（成人式等）
- パネル展示型説明会（オープンハウス）

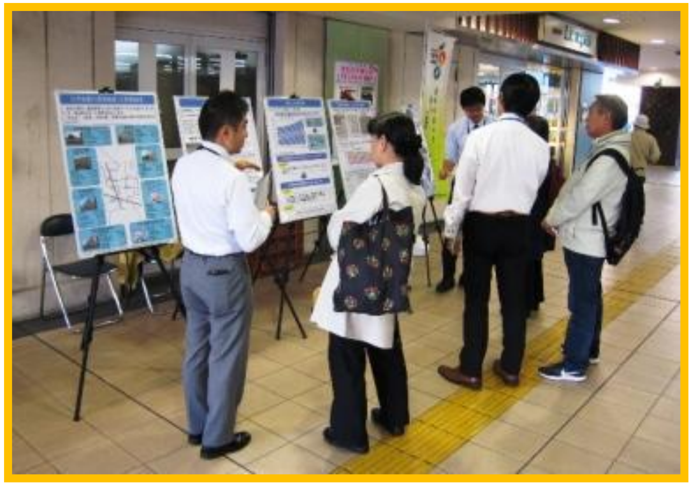

事業の評価における参加

- 市民の声　　など

市民参加必須事業（第6条）

以下の4つの場合には、その計画、条例等の立案過程において市民参加の方法のうち適切なものを行う必要がある。

① 政策の基本的な事項を定める計画の策定・変更

② 市政に関する基本方針を定める、市民に義務を課す、市民の権利を制限する条例の制定・改廃

③ 大規模な公共施設の設置にかかわる計画等

④ その他、実施機関が必要と認めるもの

市民参加推進審議会（第11条）

目的

- 市民参加条例の適切な運用を図るため、市長の諮問事項について審議する。

委員

- 公募市民
- 学識経験者
- 市長が必要と認める者（諮問内容あわせて決定）

7期までに審議した内容

- 市民参加条例の運用状況の検証について
- 若い世代の市民参加の推進について
- 地域課題に市民自ら取り組むための環境づくりや合意形成のあり方について
- 町会・自治会活動や市民活動のさらなる活性化について

等